

岐阜県公報

第千九百六十一号
平成二十年七月四日
(金曜日)

目次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課) 四七七^{ページ}

告示

医療扶助のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課) 四七八

指定医療機関の廃止の届出

(同) 四七八

生活保護法に基づく介護扶助を担当させる機関の指定

(同) 四七八

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出

(同) 四七九

道路の供用開始

(道路維持課) 四七九

道路の区域変更

(同) 四七九

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 四八〇

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 四八〇

土地改良事業の工事の完了

(農地計画課) 四八一

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政策課) 四八一

市街地再開発組合の定款変更認可

(街路公園課) 四八三

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月四日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴木 嘉進

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三東海北陸自動車道の項中

各務原市川島北山町地内 愛知県境から
高山市清見町夏厩地内 清見インターチェンジ
大野郡白川村大字鳩谷地内 白川郷インターチェ
同 郡同 村大字小白川地内 富山県境まで

まで
ンシから
を
各務原市川島北山町地内 愛知県境から
大野郡白川村大字小白川地内 富山県境まで

に改める。

附則
この規則は、平成二十年七月五日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
下呂市立馬瀬診療所	下呂市長	下呂市馬瀬数河二五九	平成二〇・四・一
東白川村国保診療所	東白川村長	加茂郡東白川村神土六九二二	同
K 薬局	島村久美子	下呂市森二五六七四	同
ニコニコ調剤薬局	株式会社ウエルケア東海	関市西本郷字笹島二二八	同

岐阜県告示第四百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	廃止年月日
下呂市立馬瀬診療所	下呂市長	下呂市馬瀬数河四三九三	平成二〇・三・三
東白川村国保病院	東白川村長	加茂郡東白川村神土六九二二	同
K 薬局	島村久美子	下呂市幸田二一七〇一 プラザ水明	同
トーカイ薬局揖斐南店	株式会社トーカイメデイカル	揖斐郡揖斐川町三輪中新田二四三八二	同
トーカイ薬局揖斐北店	株式会社トーカイメデイカル	揖斐郡揖斐川町三輪花ノ島二五二三一	同

岐阜県告示第四百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会	美濃加茂市新池町三	地域包括支援センター	美濃加茂市西部地域包括支援センター	美濃加茂市太田町一九〇番地	平成二〇・四・一
社会福祉法人 慈恵会	美濃加茂市下米田町東 栃井八一二	地域包括支援センター	美濃加茂市東部地域包括支援センター	美濃加茂市太田町一九〇番地	同

医療法人 仁寿会	多治見市小名田町西ヶ洞一三三五	訪問リハビリテーション	サニーサイドホスピタル	多治見市小名田町西ヶ洞一三三五	同
医療法人 仁寿会	多治見市小名田町西ヶ洞一三三五	訪問リハビリテーション	サニーサイドホスピタル	多治見市小名田町西ヶ洞一三三五	同
有限会社 健康第一調剤薬局	多治見市滝呂町一七九一	通所介護	デイサービスセンター生楽	多治見市滝呂町一七九一	同
有限会社 健康第一調剤薬局	多治見市滝呂町一七九一	通所介護	デイサービスセンター生楽	多治見市滝呂町一七九一	同

岐阜県告示第四百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨届

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
株式会社パートナー	土岐市土岐口南町三二五	通所介護	デイサービスセンター生楽	多治見市滝呂町一七九一	平成二〇・三・三一

岐阜県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年七月四日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
-------	-----	---	---	----------	---------	-----------------------

出があつたので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道	二百五十六号	加茂郡白川町下佐見字呉石五七七番一地从先から同郡同町同字同五六九番二地先まで	150.0	平成二〇・七・一〇	平成一九・一一・一三
------	--------	--	-------	-----------	------------

岐阜県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年七月四日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
可土 児岐線	土岐市泉寺下町三丁目三番地先から	同 市泉町久尻字堤下一二〇〇番一地先まで	前	八・〇 一七・六	二四・〇	
			後	二・一 三三・〇	二四・〇	

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年六月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジェニス
- 三 代表者の氏名 布目 美智男
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市萩原町奥田洞九二八番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、老若男女や障害の有無を問わず、主に下呂市内の市民と共に、優れた文化・芸術・スポーツ・イベント・国際交流・健康増進・観光産業振興などを自ら

企画・運営する事業を行い、地域市民の健康及び観光都市としてのまちづくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年七月四日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十年六月二十三日
- 二 届出者の氏名又は名称 生活協同組合コープぎふ
- 三 建物の名称及び所在地 生活協同組合コープぎふ 可児店
可児市下恵土字野区路二八一七 一 外
- 四 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）理事長 水野隼人
（変更後）理事長 川崎直巳
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）理事長 水野隼人
（変更後）理事長 川崎直巳

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年七月四日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十年六月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

生活協同組合コープぎふ

三 建物の名称及び所在地

（仮称）生活協同組合コープぎふ 恵那店

恵那市長島町中野字神田字松葉田二六一 一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） 理事長 水野隼人

（変更後） 理事長 川崎直巳

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前） 理事長 水野隼人

（変更後） 理事長 川崎直巳

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類

施行に係る地区名

工事完了年月日

県営中山間地域農村活性化総合整備事業

明智地区（農業用排水施設整備）
明智地区（農道整備）

平成一八・三・二七
平成二〇・三・二五

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類

施行に係る地区名

工事完了年月日

県営中山間地域農村活性化総合整備事業

まごめ地区（農業用排水施設整備）
まごめ地区（農道整備）

平成一九・六・二〇
平成一九・一・一五

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公示する。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業

平成十九年一月一日	名畑板金	名畑忍	郡上市八幡町旭一七五四	般十七五	屋根及び板金工業
平成十九年二月十日	株式会社サワケンホーム	代表取締役 梅田 信一	各務原市蘇原東島三丁目一〇〇番地の一	特十六八 一一七	とび・土工・コンクリート工業
平成十九年二月十七日	小酒井業務店	小酒井一 義	各務原市蘇原青雲町二丁目一八番地の六	般十七一 一八八〇	左官工業
平成十九年七月一日	東邦液化ガス岐阜株式会社	代表取締役 三島 悟	各務原市鷺沼各務原町七丁目一三の一	般十八五 六四	管工業
平成二十年一月九日	田城鉄工板金	田城真樹	下呂市萩原町野上四八〇番地	般十九八 〇〇八九	屋根及び板金工業
平成二十年一月三十一日	株式会社ウエックス	代表取締役 清水 重喜	各務原市蘇原沢上町四丁目六番地	般十八一 六〇七八	土木一式、とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工業
平成二十年二月十二日	株式会社丸忠宇野工務店	代表取締役 宇野 良一	山県市大桑一〇七七番地の一	般十八一 三七〇	造園工業
平成二十年二月十八日	坪内工務店	坪内茂	各務原市那加桐野町七六九	般十九二 〇七二	建築一式工業
平成二十年三月十三日	株式会社松野組	代表取締役 松野 守男	瑞穂市穂積一三三三〇番地	特十八九 二二五	左官、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水内装仕上、熱絶縁及び建具工業

平成二十年三月十日	丸謹建設株式会社	代表取締役 登 片桐	瑞穂市穂積二二三七番地一	特十八一 八六五	鋼構造物、しゅんせつ及び塗装工業
平成二十年三月十三日	オクラ建設株式会社	代表取締役 努 小椋	岐阜市黒野南一一三七	般十六九 七八	建築一式工業
平成二十年三月十七日	株式会社東亜	代表取締役 役 森武	岐阜市若福町八番一七号	般十六一 〇〇六六二	管工業
平成二十年三月十日	篠田建築株式会社	篠田清躬	美濃市一四二一番地	般十五三 五〇六一	建築一式及び大工工業
平成二十年三月十一日	東陽工業株式会社	代表取締役 野貴志	大垣市赤坂町三〇五五番地の一〇	般十七一 七二五九	管及び水道施設工業
平成二十年三月十一日	株式会社春日	代表取締役 役 春日 国美弘	岐阜市下尻毛三三五番地の一	般十八六 〇三六	土木一式、とび・土工・コンクリート、ほ装及び水道施設工業
平成二十年三月十一日	ジェイエイ岐阜アグリ開発株式会社	代表取締役 博 青木	岐阜市茶屋新田三丁目九四番地の一	特十八一 〇〇一九七	建築一式、大工、とび・土工・コンクリート及び内装仕上工業
平成二十年三月十一日	有限会社丸富建設	取締役 助 富田英之	岐阜市下土居六〇五番地一	般十九一 四八一八	建築一式工業
平成二十年三月十一日	有限会社鹿島水道工業所	代表取締役 一 博 鹿島	岐阜市常盤町二二番地の二	般十八一 三六三	管及び水道施設工業
平成二十年四月一日	合資会社上村建設	代表社員 上村又司	大垣市歩行町二丁目四四番地	般十七二 一一六	土木一式及び建築一式工業
平成二十年四月一日	有限会社	代表取締役	関市板取二六	般十七一	造園工業

平成二十 年五月十 三日	株式会社 滋谷建設 株式会社	代表取締役 役 滋谷 康弘	大垣市今町一 丁目一三番地	特十五 二 九〇六	土木一式及びほ装 工事業
平成二十 年五月十 二日	株式会社 野原組	代表取締役 役 野原 徹	揖斐郡揖斐川 町春日六合一 二四八 一	特十五 一 五八五五	建築一式、大工、 左官、屋根、タイ ル・れんが・プロッ ク、鉄筋、板金、 ガラス、防水、内 装仕上、熱絶縁及 び建具工事業
平成二十 年五月八 日	田中建築	田中辰蔵	揖斐郡揖斐川 町坂内坂本一 一五八 二	般十五 三 〇〇〇六五	大工工事業
平成二十 年五月一 日	株式会社 宇野工業	代表取締役 役 宇野 利信	安八郡神戸町 大字神戸一四 七一番地の一	般十七 一 七〇五三	建築一式工事業
平成二十 年五月一 日	株式会社 土屋産業	代表取締役 役 西田 弘光	大垣市島里一 丁目八六番地	般十九 二 〇〇三九六	塗装工事業
平成二十 年四月三 十日	株式会社 野口建設 工業	代表取締役 役 野口 晶仁	郡上市白鳥町 恩地七三二番 地	般十八 四 五〇〇一四	とび・土工・コン クリート工事業
平成二十 年四月二 十三日	マル夕建 築	桑原太郎	郡上市八幡町 初納二二〇	般十七 四 五〇一五五	建築一式及び大工 工事業
平成二十 年四月二 十一日	株式会社 桐山組	代表取締役 役 桐山 優	大垣市上石津 町牧田二六四 四二	般十八 二 八九〇	管及び造園工事業
平成二十 年四月二 十一日	丸幸有限 会社	代表取締役 役 酒井 國男	養老郡養老町 竜泉寺三二八 番地の二一	般十五 二 〇〇四八二	土木一式、石、ほ 装及び造園工事業
年四月十 七日	太田土建	役 中山 敏美	二三番地	〇七九〇	

市街地再開発組合の定款変更認可
 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の
 市街地再開発組合の定款の変更の認可をしたので、同条第二項の規定により読み替えて
 適用される同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成二十 年五月二 十九日	内堀鉄工 所	内堀始	岐阜市柳津町 東塚三丁目三 八番地一	般十八 五 八九七	鋼構造物工事業
平成二十 年五月二 十四日	株式会社 測上建設	代表取締役 役 測上 誠嗣	郡上市八幡町 稻成九一九番 地	般十七 一 三五四七	土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト、石、鋼構造物 ほ装、しゅんせつ、 塗装及び水道施設 工事業
平成二十 年五月二 十三日	有限会社 杉浦建築	代表取締役 役 杉浦 治弘	土岐市下石町 一〇〇一番地 の六	般十七 九 二二五	建築一式工事業
平成二十 年五月二 十日	有限会社 フィール 店	代表取締役 役 奥村 浩司	土岐市駄知町 一四五四番地 の一	般十六 六 〇〇二八〇	建築一式工事業
平成二十 年五月二 十日	株式会社 岩田工務 店	代表取締役 役 岩田 孝弘	不破郡垂井町 大滝二八六	般十八 一 六〇五一	管工事業
平成二十 年五月十 九日	谷口木工 所	谷口武一	郡上市八幡町 吉野四八五	般十八 一 二三八六	建具工事業
平成二十 年五月十 五日	野邑建築	野邑秀美	郡上市八幡町 相生一四四五 三	般十八 四 五〇一六一	建築一式工事業
年五月十 三日	高蔵	役 山下 光二	町一〇二〇番 地の三	三六九	土工・コンクリー ト及び水道施設工 事業

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 市街地再開発組合の名称

問屋町西部南街区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十年一月八日から

平成二十五年三月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するとおり

四 事務所の所在地

岐阜市橋本町二丁目五二番

五 設立認可の年月日

平成二十年一月八日

六 変更の内容

事務所の所在地

変更前 岐阜市橋本町二丁目五二番

変更後 岐阜市問屋町二丁目一九番地五

七 変更認可の年月日

平成二十年七月四日

平成二十年七月四日印刷
平成二十年七月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)